

鍼灸・マッサージ療養費支給申請に係る 施術師コード登録について

療養費は、本来、被保険者が全額を施術師に支払って9割又は7割を医療保険者に支給申請すべきものですが、当広域連合では、被保険者の申請手続の負担軽減を図るため、当広域連合に登録した施術師に限って代理受領を認めています。

1 施術師の新規登録

被保険者の委任を受けて当広域連合に療養費を請求するには、あらかじめ施術師登録が必要です。

施術師新規登録シートに必要事項を記入のうえ、次のものを添付し、適正に請求することを誓約して当広域連合に提出してください。

- (1) 登録しようとする区分（鍼灸又はマッサージ、あるいは両方）に係る免許証の写し
- (2) 保健所に提出した「施術所開設届」又は「施術所開設届出事項変更届」の写し（増員による新規登録の場合、変更前後で増加した施術師名が確認できるもの）

2 施術師コードの通知

「施術師新規登録シート」は、毎月10日、20日、30日（その日が土日祝休日のときは直前の平日）に締め切り、書類に不備がなければ概ね2週間以内に「施術師コードのお知らせ」を郵送します。

療養費支給申請書は、通知した施術師コードを必ず記載して提出してください。（施術師コードの記載のない療養費支給申請書は受け付けません。）

3 登録内容の変更及び廃止

上記により登録した内容に変更が生じたときは、施術師登録変更・廃止シートにより速やかに届け出てください。

新規登録シート、登録変更・廃止シートの使い分けは次の表のとおりです。

○ 新規登録シート及び登録変更・廃止シートの使い分け

	変更（登録変更・廃止シートで）	廃止（登録変更・廃止シートで）	新規登録（新規登録シートで）
①施術所の新規開設			○
②施術所の追加開設			○
③増員			○
④個人請求から団体請求への変更		○（個人請求）	○（団体請求）
⑤加入団体の変更		○（旧団体）	○（新団体）
⑥団体請求から個人請求への変更		○（団体請求）	○（個人請求）
⑦施術所名の変更を伴う移転		○（旧施術所）	○（新施術所）
⑧届出情報の変更（⑦以外）	○		

※ ④～⑦の場合は、届出の変更日以降の施術分を請求する際、療養費支給申請書に新たに通知される施術師コードを記入してください。（④～⑥の変更後に旧コードを記入すると旧口座に振り込まれる等してしまうため、十分に注意してください。）

※ 各シートは、原則として、団体請求の施術師は団体が、個人請求の施術師は施術師が提出してください。特に、⑤⑥の廃止シートは必ず旧団体から提出してください。

※ 療養費は、登録された口座に振り込みます。療養費支給申請書に異なる口座を記載しても変更されないため、振込先の口座変更を希望される場合は、変更・廃止シートでの変更手続きが必要になります。

4 様式

登録に必要となる施術師新規登録シート、施術師登録変更・廃止シートは、当広域連合ホームページからダウンロードしてください。（当広域連合事務所にも備えています。）